

## 大陸棚における海洋環境の保護及び保全：沿岸国の 権利の観点から

佐々木， 浩子  
国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産大学校：講師

<https://doi.org/10.15017/7162079>

---

出版情報：法政研究. 90 (3), pp.203-226, 2023-12-25. 九州大学法政学会  
バージョン：  
権利関係：

# 大陸棚における海洋環境の保護及び保全 ——沿岸国の権利の観点から——

佐々木 浩 子

はじめに

## 1 国連海洋法条約の構造

- 1.1 大陸棚に対する沿岸国の権利
- 1.2 排他的経済水域と大陸棚の関係

## 2 大陸棚における海洋環境の保護及び保全をめぐる実行

### 2.1 アフリカ地域

- (1) 環境保護に係る権利（管轄権を含む）に関する明示規定を持つ国
- (2) 広く海洋環境を対象とした措置をとることを可能とする規定などを持つ国
- (3) 大陸棚に主権を有することを規定する国

### 2.2 アジア太平洋地域

- (1) 環境保護に係る権利（管轄権を含む）に関する明示規定を持つ国
- (2) 広く海洋環境を対象とした措置をとることを可能とする規定などを持つ国

### 2.3 欧州・北米地域

- (1) 環境保護に係る権利（管轄権を含む）に関する明示規定を持つ国
- (2) 広く海洋環境を対象とした措置をとることを可能とする規定などを持つ国

### 2.4 ラテンアメリカ・カリブ海地域

- (1) 環境保護に係る権利（管轄権を含む）に関する明示規定を持つ国
- (2) 広く海洋環境を対象とした措置をとることを可能とする規定などを持つ国

(3) 大陸棚に主権を有することを規定する国

3 大陸棚の海洋環境

3.1 保護及び保全のための措置をとる国の存在

3.2 保護及び保全のための措置をとる国にみられる傾向

おわりに

はじめに

国連海洋法条約が採択されて40年が経った。この間、同条約には明示規定がない権利や行為について、その合法性・違法性が主張され、国際的な裁判で国連海洋法条約との整合性が争われる例もみられるようになってきている。そうした明示規定がないものの一つに、大陸棚における海洋環境の保護及び保全に関する管轄権がある。

大陸棚を含む海底においても守られるべき環境が存在することは、2003年の国連事務総長報告などで明らかにされてきた。報告書では、脆弱な海洋生態系(vulnerable marine ecosystem (VME))の保護が説かれ、「物理的特徴、そこにいる生物の活動と相互関係、人間活動及び周辺環境から生じる影響により攪乱、損害又は破壊に対して特に影響を受けやすい生態系<sup>(1)</sup>」たるVMEの例として、海山や熱水噴出孔が挙げられている<sup>(2)</sup>。そうした生態系については特別な措置が求められうるとして、報告書は国連海洋法条約第194条5項が「この部の規定によりとる措置には、希少又は脆弱な生態系及び減少しており、脅威にさらされており又は絶滅のおそれのある種その他の海洋生物の生息地を保護し及び保全するために必要な措置を含める」と定めていることを引き合いに出す<sup>(3)</sup>。

第194条が含まれる第12部は、海洋環境の保護及び保全を包括的に定め、「いずれの国も、海洋環境を保護し及び保全する義務を有する」(第192条)という一般的な義務を規定する。そのうえで、国が自国の環境政策や一般的義務の下で自国の天然資源を開発する主権の権利を有する(第193条)ことや海洋環境の汚染を防止し軽減し及び規制するための措置をとる(第194条1項)ことを定める。これらの条文を

---

(1) Report of the Secretary-General, Oceans and the Law of the Sea, A/58/65 (3 March 2003), para.172.

(2) *Id.* paras 180 and 181.

(3) *Id.* para. 173.

前提として、海洋汚染の発生源別に、規制制定権、執行権の所在などが規定されるが、大陸棚に関係するのは、海底における活動からの汚染の防止（第208条）、投棄による汚染の防止（第210条5項）、これらの汚染に関する執行権についての条文である。大陸棚に関する第6部では、すべての国が大陸棚に海底電線及び海底パイプラインを敷設する権利を有することとの関係で、沿岸国に「大陸棚の探査、その天然資源の開発並びに海底パイプラインからの汚染の防止、軽減及び規制のために適当な措置をとる権利」があることが定められ、排他的経済水域に関する第5部で規定される「海洋環境の保護及び保全に関する管轄権」の規定は存在しない。大陸棚においては一定の活動からの汚染の防止が求められるという構造になっている。

こうした規定ぶりは、国連海洋法条約の作成交渉がなされた1970年代が様々な海洋汚染の問題への国際的な取組の重要性が十分に認識された時期<sup>(4)</sup>であったことを反映していると考えられるが、近年では、第12部の諸規定は海洋汚染からの海洋環境の保護・保全に関するものであるという狭い理解がとられなくなり、第12部の下の海洋環境の保護・保全がさらに発展する余地が生じている<sup>(5)</sup>と指摘される。2016年の南シナ海仲裁では、中国が絶滅危惧種の採捕を防止するための措置を講じないことや人工島を建設することなどが「希少又は脆弱な生態系」などを保護及び保存するために必要な措置をとるという第194条5項の下の義務に違反したと判断された<sup>(6)</sup>。しかし、汚染の防止に関する規定しか置かれず、海洋環境の保護及び保全に関する管轄権が明記されない大陸棚において、沿岸国は広く海洋環境を保護及び保全する措置をとることができるのか。大陸棚は、沿岸国以外の国が海底電線などを敷設する権利を有する海域でもある。また、その上部水域たる排他的経済水域又は公海においても沿岸国以外の国が航行の自由をはじめとする様々な自由及び権利を有する。沿岸国は大陸棚に対する権利を行使することで、そうした他国の権利を侵害してはならず、不当に妨害してはならない。

---

(4) 国連海洋法条約作成交渉時に認識されていた海洋汚染の問題については、以下を参照。島田征夫、林司宣編『海洋法テキストブック』（有信堂高文社、2005年）。

(5) 西本健太郎「国際裁判所を通じた海洋環境の保護・保全義務の拡大と具体化」『法学』第86巻3号（2022年）231頁。

(6) The South China Sea Arbitration (The Republic of Philippines v. The People's Republic of China), Award of 12 July 2016, paras 960 and 983.

このような問題意識の下、本稿では、大陸棚における海洋環境の保護及び保全に關する権利の存否を各国の国家実行に着目し検討する。なお、実行の検討にあたっては各実行がどのような理論を根拠とするのかを検討することも必要であるが、本稿では扱わない。

## 1 国連海洋法条約の構造

### 1.1 大陸棚に対する沿岸国の権利

大陸棚は、国連海洋法条約で1958年大陸棚条約での定義が改められ、2つの基準が採用された。すなわち、領海の外側であって陸地領土の自然の延長をたどって大陸縁辺部の外側の限界までの海底及びその下、その限界が領海基線から200海里を超えない場合には領海の外側であって領海基線から200海里までの海底及びその下、である。沿岸国は、「大陸棚を探査し及びその天然資源を開発するため、大陸棚に対して主権的権利を行使する」(第77条1項)。この権利は、沿岸国の明示の同意なしに探査や開発を行うことができないという意味において、排他的である(第77条2項)。また、沿岸国は大陸棚における掘削を許可し及び規制する排他的権利を有し(第81条)、大陸棚における人工島を建設し、許可し及び規制する排他的権利を有する(第80条)。

その一方で、すべての国は大陸棚に海底電線又は海底パイプラインを敷設する権利を有する(第79条1項)。沿岸国は、その敷設又は維持を妨げることはできない(第79条2項)ものの、「大陸棚の探査、その天然資源の開発並びに海底パイプラインからの汚染の防止、軽減及び規制のために適当な措置をとる権利」(第79条2項)を有する。汚染防止の規定は、1958年の公海条約及び大陸棚条約の関連規定を採用入れたもので、第208条(国の管轄の下で行う海底における活動からの汚染)に具体的に規定された<sup>(7)</sup>。同条は、沿岸国が自国の管轄下で行う活動や自国の管轄下にある人工島などから生ずる海洋環境の汚染を防止するための法令を制定することや必要な他の措置をとることなどを求めている。

こうした大陸棚に対する沿岸国の権利は上部水域又はその上空の法的地位に影響を及ぼさない(第78条1項)が、大陸棚に対する権利を行使することで、沿岸国は他

---

(7) Myron H. Nordquist et al. (eds.), *United Nations Convention on the Law of the Sea 1982: A Commentary*, Vol. II (Martinus Nijhoff, 1990), pp.909-917.

の国の航行その他の権利及び自由を侵害してはならず、不当な妨害をもたらしてはならない（第78条2項）。大陸棚の上部水域は排他的経済水域又は公海であり、すべての国は航行の自由や上空飛行の自由を有している。公海についていえば、すべての国は海洋の科学的調査の自由を有し、一定の条件には従うものの漁獲の自由を有している。これらについても、沿岸国は侵害したり、不当な妨害をもたらしてはならない。

## 1.2 排他的経済水域と大陸棚の関係

沿岸国は排他的経済水域において「海底の上部水域並びに海底及びその下の天然資源の探査、開発及び管理のための主権的権利」を有する（第56条1項）。そのため、排他的経済水域を設定した沿岸国は、その海底及びその下の天然資源について、大陸棚と排他的経済水域という2つの権利根拠を有することになる<sup>(8)</sup>。しかし、国際司法裁判所が「大陸棚の制度と排他的経済水域の制度は別個独立の（different and distinct）ものである<sup>(9)</sup>」と判示したように、両海域の制度は全く別のものであり、第56条に定められる海底とその下についての権利は第6部（大陸棚）の規定により行使する（第56条3項）と定められている。この点、「1項の趣旨から言って、排他的経済水域の制度が基本的に大陸棚制度を包括しうるものではなかったか。いずれにしても、排他的経済水域と大陸棚との相互関係は規定上明確さを欠いているが、この点は今後の理論上、実務上の発展が期待されるべきことである<sup>(10)</sup>」との指摘もあるが、国際司法裁判所は排他的経済水域に必然的に伴うその海底に対する諸権利は大陸棚のために定められたレジームに依拠して決定されると判示した<sup>(11)</sup>。

沿岸国がこれらの海域における権利をどのように取得するかについては相異がある。沿岸国は、第5部「排他的経済水域」の下で付与される権利及び管轄権を行使するために排他的経済水域を主張しなければならないのに対し、第6部「大陸棚」に規定される権利はそうした主張がなくとも自動的に与えられ（第77条3項<sup>(12)</sup>）、権

(8) 岩沢雄司『国際法』（東京大学出版会、2020年）289頁。

(9) Case concerning the Continental Shelf (Libyan Arab Jamahiriya / Malt), Judgment of 3 June 1985, para.34.

(10) 小田滋『海洋法 上巻』（有斐閣、1979年）188頁。

(11) Case concerning the Continental Shelf, *supra* note 9, para.34.

(12) 岩沢、前掲注（8）、289頁。

利を得るため何らかの形式的な措置を要しない<sup>(13)</sup>。排他的経済水域は設定行為が必要な海域であるのに対し、大陸棚への権利は沿岸国に固有 (inherent) であり、宣言や法的措置を必要とせず、沿岸国が実際に探査・開発を実施していなくても、この主権的権利は奪われることはない<sup>(14)</sup>のである。環境に着目してみれば、沿岸国は、設定行為により排他的経済水域を有することとなり、同水域において「海洋環境の保護及び保全」に関する管轄権を有する (第56条 1 項 (b) (iii))。その一方で、沿岸国は、設定行為なく大陸棚を有し、大陸棚の探査、その天然資源の開発並びに海底パイプラインからの汚染の防止、軽減及び規制のために適当な措置をとる権利を有する。海洋環境の保護及び保全と汚染の防止との関係については、海洋環境保護の歴史が油の排出による海洋汚染の問題への対処に始まり、その後、海洋生物資源の保護や海洋生態系全体の保護など広範な事項を対象とする「海洋環境」の問題への対処へと拡大していったこと<sup>(15)</sup>、第三次国連海洋法会議の招集を決定した国連総会決議において「特に汚染の防止を含む海洋環境の保全」<sup>(16)</sup>という表現がなされたこと、2015年のチャゴス島海洋保護区仲裁で汚染の規制は環境保護の重要な側面であるが、唯一のものではないと判断されたこと<sup>(17)</sup>などから、汚染の防止は海洋環境の保護及び保全の一要素であるといえる。国連海洋法条約の条文上、沿岸国は大陸棚においては汚染の防止のための措置をとることができるが、排他的経済水域のように、海洋環境の保護及び保全に関する管轄権は与えられていないため、汚染の防止を超える措置をとることはできないというのが通常解釈となろう。この点、大陸棚は排他的経済水域の海底とその下であるから、排他的経済水域における環境管轄権を根拠に大陸棚においてもこれを有すると考える余地もあろうが、その場合、①条約は天然資源の探査や開発との関係で「海底の上部水域並びに海底及びその下」の天然資源について規定しており、管轄権との関係では具体的な区域への言及がない、②仮に大陸棚を排他的経済水域の海底及びその下であるから海洋環境の保護及び保

(13) Myron H. Nordquist et al. *supra* note 7, p.491.

(14) 柳原正治、森川幸一、兼原敦子編『プラクティス国際法講義』(信山社出版、2010年) 228頁。

(15) 海洋環境保護の歴史については、以下を参照。富岡仁「海洋環境保護の歴史」栗林忠男、杉原高嶺編『海洋法の歴史的展開』(有信堂高文社、2004年)

(16) A/RES/2750 (XXV) C (1970), para.2.

(17) Chagos Marine Protected Area Arbitration (Mauritius v. United Kingdom), Award of 13 March 2015, para.320.

全に関する管轄権を有すると整理できたとしても、200海里超の延長大陸棚は公海をその上部水域とするもので「排他的経済水域の海底及びその下」ではなく、排他的経済水域の海底及びその下として扱うことはできない、という点に留意しなければならない。また、既述のとおり、条約は、第56条に定める海底及びその下についての権利は第6部（大陸棚）の規定により行使する（第56条3項）と定めている。このような条文構造の下、各国は大陸棚における海洋環境の保護及び保全をどう考えるのか。以下では、各国の国内法令など国家実行を概観する。

## 2 大陸棚における海洋環境の保護及び保全をめぐる実行

各国の国内法令は、①海洋環境の保護及び保全について国連海洋法条約の規定の範囲内にとどまるもの、②海洋環境の保護及び保全に関係する何らかの規定を置くもの、③大陸棚に対し主権を有することを規定するもの（この場合、主権を有するのだから、海洋環境の保護及び保全に関する権利はこれに含まれるとの立場であると考えられることは排除されまい）、に分けられる。なお、大陸棚を宣言しない国も存在するが、これは国連海洋法条約上大陸棚が設定行為を要しないからと考えられる。以下では、地域ごと（地域割りは海洋空間に関する国連のウェブサイト<sup>(18)</sup>でのそれに従う）、かつ国内法令の内容ごとに記す。

### 2-1 アフリカ地域

#### (1) 環境保護に係る権利（管轄権を含む）に関する明示規定を持つ国

モーリシャス（国連海洋法条約について、1982年12月署名、1994年11月批准（以下各国について同様に記載する）<sup>(19)</sup>）は、1977年の「海域法」で、大陸棚及び排他的経済水域において「海洋環境を保全及び保護し、海洋汚染を防止及び規制する排他的な管轄権」を有する（第7条（1）（d））こと、排他的経済水域又は大陸棚に「海洋環境の保護」に関して必要と考える規定を定めることができる（第9条（a）及び（b））ことを規定する。

(18) *at.* <https://www.un.org/Depts/los/LEGISLATIONANDTREATIES/regionslist.htm> (as of 31 August 2023)

(19) *Maritime Zones Act 1977* (Act No. 13 of 3 June 1977).

セーシェル（1982年12月署名、1991年9月批准）は、1977年の「海域法」<sup>(20)</sup>で、「大陸棚及び排他的経済水域に対する権利」の一つとして、「海洋環境を保全及び保護し、並びに海洋汚染を防止及び規制する排他的な管轄権」を有する（第7条（1）（d））ことを定める。2009年に改正した「海域法」<sup>(21)</sup>では表現に変更が加えられ、排他的経済水域に関して「海洋環境を保全及び保護し、海洋汚染を防止及び規制する管轄権を有し、常に有していた（第10条（f））」とし、この管轄権を「大陸棚で又は大陸棚に対して有し、常に有していた」権利及び管轄権のうちの一つとして定める（第12条（1）（b））。また、大統領が制定することのできる規則の一つとして、大陸棚に関して、「海洋環境の保全並びに海洋汚染の防止及び規制」（第33条（1）（c））が挙げられている。

### （2）広く海洋環境を対象とした措置をとることを可能とする規定などを持つ国

南アフリカ（1984年12月署名、1997年12月批准）は、2012年の「海洋環境管理戦略」<sup>(22)</sup>で、同国が大陸棚を含む各海域に対して管轄権を行使することに触れつつ、4つの戦略課題から構成される「南アフリカ海洋環境管理政策」のうちの一つとして「海洋環境の一体性」を掲げ、この促進のため、「排他的経済水域、大陸棚、公海及び南極の持続的な生態系に基づいた管理を進めるため」に協力することを優先事項の一つ（4.1）に挙げる。なお、1994年の「海域法」<sup>(23)</sup>で、「国連海洋法条約第76条に定められるところの大陸棚」が同国の「大陸棚」（第8条1）であり、天然資源の探査及び開発等のため「譲渡されない（unalienated）国家の土地（land）とみなされるものとする」（第8条（3））と規定する。

### （3）大陸棚に主権を有することを規定する国

コンゴ共和国（1982年12月署名、2008年7月批准）は、1977年の「オルドナンス第49/77号」<sup>(24)</sup>で、同国の主権が領土を超え海岸沿いの低潮線から200海里の距離まで及ぶこと、この主権は領海の高潮及びその下だけでなく、領海の上空に及ぶことを

---

(20) Maritime Zone Act 1977, Act No.15 of 1977.

(21) Maritime Zones Act, 1999 (Act No. 2 of 1999) as Amended by Maritime Zones (Amendment) Act, 2009 (Act No. 5 of 2009).

(22) The National Environmental Management of the Oceans Policy.

(23) Maritime Zones Act, No. 15 of 1994.

(24) Ordinance No. 049/77 of 20 December amending article 2 of Ordinance 26/71 of 18 October 1971.

規定する（第2条）。2017年の「基線、領海、接続水域及び200海里限界の簡略図」<sup>(25)</sup>には「主権の区域（12、24及び200海里）の外側の限界」と記載される。同簡略図及び国連に寄託された海図<sup>(26)</sup>では、排他的経済水域の語も大陸棚の語も用いられず「200海里」の限界が示されるのみだが、これらを踏まえると、現在は領海のほか200海里の距離までの海域に主権が及ぶとの立場であると推察される。

## 2.2 アジア太平洋地域

### （1）環境保護に係る権利（管轄権を含む）に関する明示規定を持つ国

バングラデシュ（1982年12月署名、2001年7月批准）は、2021年に改正した「1974年領海及び海域法」<sup>(27)</sup>で、「大陸棚における主権的権利及び管轄権」の一つとして、旧法では定められていなかった「海洋環境の保全及び保護」（7A）を明記している。

クック諸島（1982年12月署名、1995年2月批准）は、2018年の「海域法」<sup>(28)</sup>で、排他的経済水域及び大陸棚において「海洋環境の保護及び保全に関する管轄権を有する」（第18条5項）と定める。

中国（1982年12月署名、1996年6月批准）は、1998年の「排他的経済水域及び大陸棚法」<sup>(29)</sup>で、「排他的経済水域及び大陸棚の海洋環境の汚染を防止、軽減及び規制し、海洋環境を保護及び保全するために必要な措置をとる権利を有する」（第10条）と定める。また、1999年の「海洋環境保護法」<sup>(30)</sup>は「海洋環境を保護及び促進し、海洋資源を保全し、汚染損害を防止し、生態系バランスを維持し、人の健康を保護し、並びに持続可能な経済と社会発展を促進すること」を目的とし、大陸棚にも適用される（第2条）ことを定める。

インド（1982年12月署名、1995年6月批准）は、「1976年領海、大陸棚、排他的経済水域及び他の海洋海域法」<sup>(31)</sup>で、大陸棚について「完全且つ排他的な主権的権利

(25) Représentation simplifiée de la ligne de base, de la mer territoriale, de la zone contiguë et de la limite des 200 milles.

(26) at: [https://www.un.org/Depts/los/LEGISLATIONANDTREATIES/PDFFILES/MAPS/COG\\_MZN133\\_2018\\_00232.jpg](https://www.un.org/Depts/los/LEGISLATIONANDTREATIES/PDFFILES/MAPS/COG_MZN133_2018_00232.jpg) (as of 31 August 2023)

(27) Territorial Waters and Maritime Zones Act 1974, Act No. XXVI of 1974.

(28) Maritime Zones Act 2018 of 23 February 2018.

(29) Exclusive Economic Zone and Continental Shelf Act of 26 June 1998.

(30) Marine Environment Protection Law of the People's Republic of China.

(31) The Territorial Waters, Continental Shelf, Exclusive Economic Zone and other Maritime

を有し、常に有していた」(第6条(2)) こと、大陸棚において「海洋環境を保全及び保護し、海洋汚染を防止及び規制する排他的な管轄権」を有する(第6条(3)(d)) ことを定める。

キリバス(2003年2月加入)は、2011年に改正した「海域(宣言)<sup>(32)</sup>」法」で、排他的経済水域及び大陸棚において、「海洋環境の保護及び保全」に関する管轄権を行使する(第11条(1)(b)(iii))と定める。

マーシャル諸島(1991年8月加入)は、2016年の「マーシャル諸島共和国海域宣言法<sup>(33)</sup>」で、排他的経済水域及び大陸棚において、「海洋環境の保護及び保全に関する管轄権」を有する(第116条(5)(a)) ことを明記する。

ミクロネシア(1991年4月加入)は、2017年の「ミクロネシア連邦法典第18編第1章<sup>(34)</sup>」で、大陸棚に対する権利及び管轄権の一つとして、大陸棚において「海洋環境の保護及び保全に関する管轄権」を有する(セクション105D(d)) ことを定める。

ニウエ(1984年12月署名、2006年10月批准)は、2013年の「海域法<sup>(35)</sup>」で、「排他的経済水域及び大陸棚における権利」の一つとして、「海洋環境の保護及び保全に関する管轄権を有する」(第15条(5)(a))と規定する。

パキスタン(1982年12月署名、1997年2月批准)は、1976年の「領海及び海域法<sup>(36)</sup>」で、大陸棚について、「完全且つ排他的な主権的権利を有し、かつ常に有していた」として、権利の一つとして「海洋環境を保全及び保護し、海洋汚染を防止及び規制する排他的な管轄権」(第5条(2)(d))を挙げている。

ツバル(1982年12月署名、2002年12月批准)は、「2012年海域法<sup>(37)</sup>」で、排他的経済水域及び大陸棚において、同国が「海洋環境の保護及び保全に関する管轄権を有す

---

Zones Act, 1976, Act No. 80 of 28 May 1976.

(32) Marine Zones (Declaration) Act 2011.

(33) Republic of the Marshall Islands Maritime Zones Declaration Act 2016 (Nitijela Bill No. 13) of 18 March 2016.

(34) Chapter 1 of Title 18 of the Code of the Federated States of Micronesia (Annotated), as amended by Public Law No. 19-172 (28 April 2017).

(35) Maritime Zones Act 2013.

(36) Territorial Waters and Maritime Zones Act, 1976 (of 22 December 1976).

(37) Maritime Zones Act 2012.

る」（第15条（5））こと、「排他的経済水域及び大陸棚の海洋環境の保護及び保全のための措置を定める規則を制定することができる」（第21条（e））ことを定める。

**（2）広く海洋環境を対象とした措置をとることを可能とする規定などを持つ国**

オーストラリア（1982年12月署名、1994年10月批准）は、1999年の「環境保護及び生物多様性保全法」<sup>(38)</sup>で、同法の適用対象を「オーストラリアの管轄にある作為、不作為」などとし（第5条2）、大陸棚をその管轄の一つとして挙げ、大陸棚での作為・不作為に同法が適用されることを規定する。

キプロス（1982年12月署名、1988年12月批准）は、2014年の「2004年及び2014年排他的経済水域及び大陸棚法」で、閣僚会議が制定することのできる規則の一つとして、「排他的経済水域及び／又は大陸棚における環境の保護」（第11条（2）（b））を挙げる。

イラン（1982年12月署名）は、1993年の「バルシャ湾及びオマーン海におけるイラン・イスラム共和国の海域法」<sup>(39)</sup>で、排他的経済水域における主権の権利及び管轄権の一つとして「海洋環境の保護及び保全」について適当な法規則を採択及び執行すること（第14条（b）（3））を挙げる。そして、この規定が大陸棚に準用される（第15条）ことを定める。

ニュージーランド（1982年12月署名、1996年7月批准）は、2012年の「排他的経済水域及び大陸棚（環境影響）法」<sup>(40)</sup>で、「海洋生物又はその生息地に悪影響を及ぼしうる方法で海底又はその下を破壊、損壊又は攪乱」するような活動を規制する（第20条（2）（g））。

日本（1983年2月署名、1996年6月批准）は、2019年に改正した「自然環境保全法」<sup>(41)</sup>で、沖合の海底に自然環境保全地域を設けることを可能とした。同法では「沖

---

(38) Environmental Protection and Biodiversity Conservation Act 1999.

(39) Act on the Marine Areas of the Islamic Republic of Iran in the Persian Gulf and the Oman Sea, 1993.

(40) Exclusive Economic Zone and Continental Shelf (Environmental Effects) Act 2012 (2012 No. 72).

(41) 自然環境保全法の一部を改正する法律（平成31年法律第20号）。なお、日本は1996年の「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」で、日本の法令が適用される事項として「排他的経済水域又は大陸棚における天然資源の探査、開発、保存及び管理、人工島、施設及び構築物の設置、建設、運用及び利用、海洋環境の保護及び保全並びに海洋の科学的調査」（第3条1）を挙げた。ここでは「又は」が用いられているため、日本が大陸棚で海洋環境の保護・保全のための措置をとることができるとの立場だとするのは難しい。

合の区域」の一つとして大陸棚が挙げられている。2020年には「自然環境が優れた状態を維持していると認められるもの」として、4つの海底（大陸棚）が沖合海底自然環境保全地域に指定されることが告示された<sup>(42)</sup>。

パプアニューギニア（1982年12月署名、1997年1月批准）は、2015年の「海域法<sup>(43)</sup>」で、「内水、群島水域、領海、接続水域、排他的経済水域、及び大陸棚の上部水域」をパプアニューギニア水域とし（第2条）、「パプアニューギニア水域の海底を含む同水域の区域」を海洋保護区と宣言することができる（第40条）と定め、大陸棚に海洋環境保護のための海洋保護区を定めることができるとしている。

フィリピン（1982年12月署名、1984年5月批准）は、1998年の「共和国法第8550号<sup>(44)</sup>」で、大陸棚を含むあらゆるフィリピン海域を対象に同法を適用する（第3条）こととし、希少種や絶滅危惧種の保護のための措置をとる（第11条）ことなどを定める。

ベトナム（1982年12月署名、1994年7月批准）は、2012年の「ベトナム海洋法<sup>(45)</sup>」で、大陸棚をベトナム海洋区域とする（第3条）。そして、ベトナム海洋区域で活動する際、船舶、組織及び個人が海洋資源及び海洋環境の保全・保護に関するベトナムのあらゆる法規則及び関連国際法を守らなければならない（第35条）こと、排他的経済水域及び大陸棚で禁止される行為の一つとして、海洋環境を汚染することを挙げる（第37条）。

イエメン（1982年12月署名、1987年7月批准）は、1977年の「領海、排他的経済水域、大陸棚及び他の海域に関する法律第45号<sup>(46)</sup>」で、大陸棚において「海洋環境を保全及び保護し、海洋汚染を規制及び軽減する」ことができる（第16条（d））と定める。

なお、インドネシア（1982年12月署名、1986年2月批准）は、1983年の「インド

---

(42) 官報令和2年12月3日（号外第252号）。

(43) Maritime Zone Act 2015.

(44) Republic Act No. 8550, The Philippine Fisheries Code of 1998, "An Act Providing for the Development, Management and Conservation of the Fisheries and Aquatic Resources, Integrating All Laws Pertinent thereto, and for Other Purposes".

(45) Law of the Sea of Vietnam.

(46) Act No. 45 of 1977 concerning the Territorial Sea, Exclusive Economic Zone, Continental Shelf and other Marine Areas, Act. No. 45 of 17 December 1977.

ネシアの排他的経済水域に関する1983年法令第5号<sup>(47)</sup>」で、排他的経済水域において「海洋環境の保護及び保全」に関する管轄権を有する（第4条（1）（b）（3））とし、海底及びその下についてこの権利は大陸棚に関する立法規定に従って行使される（第4条（2））と定めている。2021年に審議されたという大陸棚法案は、報道によれば、「海洋環境の利用を規制するだけでなく、汚染及び環境破壊の防止、緩和、修復、回復の取組など海洋環境を保護することも試みるもの<sup>(48)</sup>」であるとされており、インドネシアは大陸棚の海洋環境を保護・保全することができるとの立場であると考えられる。

## 2.3 欧州・北米地域

### （1）環境保護に係る権利（管轄権を含む）に関する明示規定を持つ国

ロシア（1982年12月署名、1997年3月批准）は、1995年の「ロシア連邦の大陸棚に関する連邦法<sup>(49)</sup>」で、大陸棚に対する権利の一つとして、「鉱物資源の探査及び開発、生物資源の採捕、廃棄物及び他の物の投棄に関連した海洋環境の保護及び保全に関する管轄権」（第5条4）を行使すると定める。大陸棚における活動は「海洋環境、鉱物資源及び生物資源の保護及び保存だけでなく、航行、漁業、海洋の科学的調査及び他の正当な形態の活動を考慮に入れなければならず」（第5条）、当局が大陸棚に関連して有する権限に「海洋環境の保護及び保存のための戦略的策定」（第6条3）、「例外的な環境条件の区域及び生態学的惨事の区域に対する法規制の策定」（第6条24）などが含まれることが定められる。

### （2）広く海洋環境を対象とした措置をとることを可能とする規定などを持つ国

ベルギー（1984年12月署名、1998年11月批准）は、1983年に改正した「王室令<sup>(50)</sup>」で、領海と大陸棚の海底及びその下の鉱物資源などの探査や開発のためのライセンス付

(47) Act No. 5 of 1983 on the Indonesian exclusive economic zone, October 18, 1983.

(48) Theindonesia.id, Indonesia to Ratify the Continental Shelf Bill, Sunday, 05 December 2021, at: <https://www.theindonesia.id/news/2021/12/05/093812/indonesia-to-ratify-the-continental-shelf-bill> (as of 31 August 2023).

(49) Federal Law on the Continental Shelf of the Russian Federation, 25 October 1995.

(50) Royal Decree on Measures to Protect Navigation, Sea Fishing, the Environment and Other Essential Interests in the Exploration and Exploitation of the Mineral and Other Non-living Resources of the Sea-Bed and Subsoil in the Territorial Sea and on the Continental Shelf of 16 May 1974 as amended by the Royal Decree of 22 April 1983.

与のほか、探査や開発などにおいて「あらゆる種類の汚染を回避するため必要な措置を講じるものとする」（第2条3）こと、差し迫った危険がある場合やライセンス保持者が法定条件に従わない場合には、航行の安全、漁業、環境、その他の重要な利益を保護するために必要な措置をとることができる（第5条）ことを定めている。

カナダ（1982年12月署名、2003年11月批准）は、1985年の「カナダ石油資源法」<sup>(51)</sup>で、「フロンティア・ランド」の一つに「カナダの大陸棚」（第2条）を挙げ、フロンティア・ランドにおいて深刻な性質を有する環境上の問題がある場合の活動禁止（第12条1）などを定める。また、2002年の「カナダ国家海洋保存区域法」<sup>(52)</sup>で、大陸棚の語を用いず、「海底の土地（submerged land）を含む、カナダの権利を有する女王陛下に属する土地」を意味する「公有地（public lands）」（第2条）に海洋保存区域が設置される場合に大臣がこれを管理すること、海洋保存区域がカナダの内水、領海又は排他的経済水域の海底の土地及び水中に設置されることなどを定める。

フランス（1982年12月署名、1996年4月批准）は、1977年の「法律第77-485号」<sup>(53)</sup>で、「公衆衛生、海洋動植物、沿岸域の経済・観光開発を損なう可能性のある炭化水素又は炭化水素混合物の海洋への放出」（第5条）の禁止や汚染が生じた際の賠償責任等を定めた。また、抽出活動の規制は「環境保護」の要件を考慮し、より厳しく制定される場合があること、抽出許可の対象海域の環境の生態学的及び生物学的目録が作成されるまでは作業を行ってはならないことも定められた。2016年の「フランス共和国の主権又は管轄権の下にある海域に関するオルドナンス第2016-1687号」<sup>(54)</sup>では、排他的経済水域又は大陸棚で行われる活動が要許可行為であること、許可は環境法に規定される海洋環境に関する目標に合致しなければならないことが定められる（第20条）。なお、フランスの海外領土であるニューカレドニアでは、その周辺に世界の原生サンゴの三分の一が生息し、149を超える海山のある生態系豊かな

---

(51) Canada Petroleum Resources Act.

(52) Act respecting the national marine conservation areas of Canada.

(53) LOI n° 77-485 du 11 mai 1977 modifiant la loi n° 68-1181 du 30 décembre 1968 relative à l'exploration du plateau continental et à l'exploitation de ses ressources naturelles.

(54) Ordonnance n° 2016-1687 du 8 décembre 2016 relative aux espaces maritimes relevant de la souveraineté ou de la juridiction de la République française.

海底が広がっていることを踏まえ、サンゴ海自然公園と呼称される海洋保護区が設置されている<sup>(55)</sup>。

アイスランド（1982年12月署名、1985年6月批准）は、1979年の「1979年6月1日法律第41号（領海、経済水域及び大陸棚に関する法律）」<sup>(56)</sup>で、経済水域については、アイスランドが有する管轄権の一つとして「海洋環境の保全」に関する管轄権（第4条（b）（iii））を明記するが、大陸棚については同様の規定はない。ただ、「汚染を防止する措置」として、海域を特定せずに、「海洋環境を汚染し得る又は損害を与え得るいかなる措置も回避されねばならない」こと、当局は「海洋環境を汚染及び他の有害な影響から保護する措置をとる」（第8条）ことを定める。1981年にノルウェーとの間で締結した「アイスランド・ヤンマイエン間大陸棚に関する合意」<sup>(57)</sup>では、環境保護に関するアイスランドの法、政策及び規則が同合意により画定される大陸棚に適用される旨が定められている（第6条）。

リトアニア（2003年11月加入）は、2004年の「リトアニア共和国の領海、接続水域、排他的経済水域及び大陸棚の限界の承認に関する決議第1597号」<sup>(58)</sup>で、「領海に対する主権並びに接続水域、排他的経済水域及び大陸棚に対する主権的権利」の行使のため、必要な法規制を判断し作成する行政機関について規定する。環境省に対しては、「排他的経済水域内及び大陸棚上」の「海洋環境の保全、汚染の防止及び軽減、廃棄物の投棄並びに他の事項」に関する権限を割り当て（第2条2.1）、大陸棚についても、海洋環境の保全に関する権限は否定されていない。

マルタ（1982年12月署名、1993年5月批准）は、2014年の「大陸棚法」<sup>(59)</sup>で、海洋環境を保護するための規制を設けることができる（第4条（1）（n））と定める。

---

(55) 関連資料は同保護区のウェブサイトから入手できる。at: <https://mer-de-coraill.gov.nc/fr/node/232> (as of 31 August 2023)

(56) Law No. 41 of 1 June 1979, Law concerning the Territorial Sea, the Economic Zone and the Continental Shelf.

(57) Agreement between Norway and Iceland on the continental shelf between Iceland and Jan Mayen, 22 October 1981.

(58) Resolution No 1597 of 6 December 2004 on the Approval of the Limits of the Territorial Sea, Contiguous Zone, Exclusive Economic Zone and Continental Shelf of the Republic of Lithuania and the Assignment to Ministries and Government Institutions to Prepare the Required Legal Acts.

(59) Continental Shelf Act.

ノルウェー（1982年12月署名、1996年6月批准）は、2001年の「海洋の科学的調査に関する規則」<sup>(60)</sup>で、調査に関連するいかなる活動もノルウェーの内水、領海及び排他的経済水域並びに大陸棚に適用されるあらゆる規則（海洋環境の保護及び保全のためのものを含む）に従ってなされる（第13条）という義務を定める。また、同年に一部改正された「大陸棚鉱物活動法（海底鉱物法）」<sup>(61)</sup>は、その目的を「価値の創造、環境、安全、他の事業活動、その他の利益などの考慮事項を保護するような方法で、社会的な目的に従って、大陸棚上の鉱床の探査と採掘を促進する」（第1条1）とし、探査などにおいて環境も考慮事項とすることを定める。なお、1960年代に大陸棚を「ノルウェーの主権の下にある」<sup>(62)</sup>と規定する王室令を複数定め、また、「大陸棚に対する沿岸国の権利は、条約第77条に反映されるとおり、当然にかつ最初から存在する」<sup>(63)</sup>との立場であることを大陸棚延長申請の際に示している。

ポルトガル（1982年12月署名、1997年11月批准）は、1969年の「法令第49-369号」<sup>(64)</sup>で、大陸棚の鉱物資源の探査や開発のためにライセンスについて規定し、その保持者は海洋、陸上及び上空の環境の汚染並びに他の危険又は有害な影響を回避する必要な措置をとらねばならない（第5条2）とする。なお、2009年の大陸棚延長申請において「領土の自然の延長を構成する大陸棚に関するポルトガルの権利は、条約第77条に反映されるように、領土に対する主権を理由として、当然にかつ最初から存在する」<sup>(65)</sup>と記している。

なお、米国（未締結）は、2000年に修正した「国立海洋サンクチュアリ法」<sup>(66)</sup>で、合

(60) Regulations relating to foreign marine scientific research in Norway's internal waters, territorial sea and economic zone and on the continental shelf (Crown Prince Regent's Decree of 30 March 2001) (1).

(61) Act relating to mineral activities on the Continental Shelf (Seabed Minerals Act).

(62) Article 1, Royal Decree of 31 January 1969 Establishing Rules relating to Scientific Research for Natural Resources on the Norwegian Continental Shelf, etc.. 1970年の王室令でも同様の規定を置く。Article 1, Royal Decree of 21 June 1970 Establishing Provisional Rules concerning Exploration for certain Submarine Natural Resources other than Petroleum on the Norwegian Continental Shelf, etc..

(63) Executive Summary of the Submission to the Commission on the Limits of the Continental Shelf made on 27 November 2006 - in the North East Atlantic and the Arctic, p.6.

(64) Decree-Law No. 49-369 of 11 November 1969.

(65) Executive Summary of the Submission to the Commission on the Limits of the Continental Shelf made on 11 May 2009, p.3.

(66) National Marine Sanctuaries Act.

衆国が「管轄権を行使する排他的経済水域を含む、沿岸域及び沖合域、(中略) 海底の土地 (submerged land)」を海洋環境の意味するところとし (第302条)、生態学的な側面などから特に重要な海洋環境の区域に保護区域を指定し、区域の破壊や区域内の資源の保有等を禁止することとした。司法省は、米国が国際法上海洋環境を保護するため排他的経済水域を規制する大幅な権限を有することを根拠に、同法の下で保護区域を設置することが可能であるとの判断を下している<sup>(67)</sup>。同法下で設置される保護区域の中には、海底のサンゴ礁生態系等の保全のため、海底資源開発等を規制するものもあるが、それら措置をとる権限の根拠は排他的経済水域における権限とされている。

## 2.4 ラテンアメリカ・カリブ海地域

### (1) 環境保護に係る権利 (管轄権を含む) に関する明示規定を持つ国

ブラジル (1982年12月署名、1988年12月批准) は、1993年の「領海、接続水域、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第8617号<sup>(68)</sup>」で、「大陸棚において、管轄権を行使し」、海洋環境の保護及び保全などを「規制する排他的な権利を有する」(第13条) と定める。

グレナダ (1982年12月署名、1991年4月批准) は、1989年の「領海及び海洋境界法 (1989年法令第25号)<sup>(69)</sup>」で、大陸棚について「海洋環境を保護及び保全し、海洋環境の汚染を防止及び規制するための排他的な管轄権」を有し、有していたと常にみなされるものとする (第11条 (1) (d)) と規定する。

ガイアナ (1982年12月署名、1993年11月批准) は、1977年の「海域法<sup>(70)</sup>」で、「大陸棚に関して完全且つ排他的な主権的権利を有し、かつ常に有していた」(第10条 (1)) こと、大陸棚において「海洋環境を保全及び保護し、海洋汚染を防止及び

(67) 米国は、国連海洋法条約第61条1項及び2項、第62条1項、第65条、第194条1項及び5項等を根拠に海洋環境保護保全の管轄権を有すると判断した。Memorandum Opinion for the Solicitor, Department of the Interior, The general Counsel, National Oceanic and Atmospheric Administration and The general Counsel, Council on Environmental Quality, Administration of Coral Reef Resources in the Northwest Hawaiian Island (September 15, 2000), pp.197 and 211, at: <https://www.justice.gov/file/19366/download> (as of 31 August 2023).

(68) Law No. 8617 of 4 January 1993, on the territorial sea, the contiguous zone, the exclusive economic zone and the continental shelf.

(69) Territorial Sea and Maritime Boundaries Act, Act No. 25 of 1989.

(70) Maritime Boundaries Act, 1977, Act No. 10 of 30 June 1977.

規制する排他的な管轄権」を有する（第10条（2）（d））ことを定める。さらに、大統領が命令により「大陸棚及びその上部水域のいかなる区域も指定海域として宣言」し、同指定海域の「海洋環境の保護」に関して必要と考える規定を設けることができる（第12条（a）及び（b）（iii））ことが定められている。

スリナム（1982年12月署名、1998年7月批准）は、2017年の通称「<sup>(71)</sup>海域法」において、大陸棚について「沿岸国が海底及びその下に対して、特に経済的な権利を有する」（第1条）としたうえで、大陸棚に対して「海洋環境の保護及び保全に関する管轄権を有する」（第15条1b（3））ことを定めている。

## （2）広く海洋環境を対象とした措置をとることを可能とする規定などを持つ国

アルゼンチン（1984年10月署名、1995年12月批准）は、海洋保護区の設置について定める2013年の「<sup>(72)</sup>海域法第26875号」で、「海底の生物多様性の保護及び持続可能な管理にとって重要な環境上敏感な区域を保存する」（第3条a）こと、「アルゼンチンの棚における海洋底生生態系の持続可能で環境的かつ経済的な管理を促進する」（第3条b）ことを目的として、同国の排他的経済水域内にある「バードウッド堆」として認識される海域に「ナムンクラ・バードウッド海洋保護区」を設置した（第1条、第2条）。また、「<sup>(73)</sup>海洋保護区国家制度・法律第27490号」で、「大陸棚」に、ナムンクラ・第2バードウッド堆海洋保護区、ヤーガン海洋保護区を設置した（第1条、第2条）。なお、アルゼンチンは、1946年の「政令第14708号」で、大陸上の海（epicontinental sea）と大陸の底（continental basement）に対し主権を主張<sup>(74)</sup>し、1991年の「1994年8月14日法令第23.968号」<sup>(75)</sup>でも、大陸棚に対し「主権を有する」（第6条）ことを定めている。

メキシコ（1982年12月署名、1983年3月批准）は、1986年の「海洋に関する連邦<sup>(76)</sup>法」で、大陸棚をメキシコ海洋区域とし（第3条）、一般条項に関する第1部にお

(71) ACT of 7 April 2017 Act regulating the Maritime Zones of the Republic of Suriname and amending the Offshore Fisheries Act 1980 and the Mining Decree (Maritime Zones Act).

(72) Marine Area Law 26875.

(73) National System of Marine Protected Areas Law 27.490.

(74) Executive Summary of the Submission to the Commission on the Limits of the Continental Shelf made on 21 April 2009, p.1.

(75) Act No. 23.968 of 14 August 1991.

(76) Federal Act relating to the Sea, 8 January 1986.

いて、メキシコ海洋区域で権限や管轄権などを行使するにあたり、海洋環境の汚染を防止し、減少し及び規制するため、連邦環境保護法をはじめとする法令が適用される（第21条）と規定する。

### （3）大陸棚に主権を有することを規定する国

チリ（1982年12月署名、1997年8月批准）は、1947年の大統領声明<sup>(77)</sup>で大陸棚に対する主権を宣言し、1952年のチリ・エクアドル・ペルー間の声明<sup>(78)</sup>で200海里までの海域に対する排他的な管轄権と主権には海底とその下に対する排他的な権利と管轄権が含まれると定めた。1985年の外務大臣宣言<sup>(79)</sup>は、これらを改めて確認し、国連海洋法条約第77条1項に言及しつつ、太平洋のイースター島及びサラ・イ・ゴメス島の主権保有者たるチリ政府は「それぞれの棚に対する主権」が基線から350海里の距離まで及ぶことを宣言した。チリによれば、それらによって、大陸棚に関する1958年ジュネーブ条約の交渉前及び第三次国連海洋法会議の開始前に、島及び大陸領土に隣接する海洋、海底及びその下に対する排他的な主権及び管轄権を主張したのであり、それ以降、チリは慣習国際法にしたがって海域に対する権利と管轄権<sup>(80)</sup>を行使してきたという立場である。

エクアドル（2012年9月加入）<sup>(81)</sup>は、1970年改正の民法典で、同国の海岸に隣接する、200海里までの海域は領海を構成し、国有地（national domain）の一部であり（第628条）、隣接海域の海底及びその下は「公有地（public domain）」の一部を構成する（第628条）と規定する。国連海洋法条約加入時には「エクアドルの領土」に「大陸棚」が含まれること、「大陸棚」などの海洋空間を構成する200海里<sup>(82)</sup>に対して主権及び管轄権を行使することを宣言した。

(77) Presidential Declaration of Chile concerning Continental Shelf of 23 June 1947.

(78) Declaration on the maritime zone, signed on 18 August 1952 at the first conference on the conservation and exploitation of maritime wealth of the South Pacific, between the Governments of Chile, Ecuador and Peru.

(79) Declaration by the Ministry of Foreign Affairs of 14 September 1985 (on Easter Island and Sala y Gomez Island, Extension of undersea sovereignty).

(80) Executive Summary of Partial Submission of Chile to the Commission on the Limits of the Continental Shelf made on 21 December 2020 in respect of the Eastern Continental Shelf of Easter Island Province, p.6.

(81) Civil Code as amended by Decree No. 256-CLP of 27 February 1970 (1).

(82) Declaration of Ecuador made upon Access to the U.N. Convention on the Law of the Sea.

エルサルバドル（1984年12月署名）は、1983年の憲法<sup>(83)</sup>で、低潮線から測定して200海里の距離までの海域並びにその海底及び底土に対し主権及び管轄権を行使することを定める。

ニカラグア（1984年12月署名、2000年5月批准）は、1979年の「大陸棚及び接続水域に関する1979年12月19日法律第205号」<sup>(84)</sup>において、大陸棚は「その延伸をたどって、国の領土の不可欠の一部であって自然の延長であり、したがってあらゆる目的においてニカラグア条約の諸規定に従い、国家の主権の対象である」（第1条）としたうえで、ニカラグアの「主権と管轄権」が海岸に隣接する海域に200海里まで広がっている（第2条）定め、第3条で改めて「大陸棚に対する主権及び国家管轄権」が及ぶ海洋地形等に言及する。

ペルー（未締結）は、1993年の「ペルー政治憲法」<sup>(85)</sup>において、共和国の領土は不可侵であること、領土には「土壌、その下、海洋ドミニオン（英訳はdominion）及び上部空域」を含むと定める。また、「海洋ドミニオン」には基線から200海里までの海岸に接続する海洋、海底及びその下が含まれ、領土の上空と領土に接続する海洋で200海里までのものに主権と管轄権を行使する（第54条）ことを定める。

ベネズエラ（未締結）は、1956年の「領海、大陸棚、漁業保護及び空域法」<sup>(86)</sup>において、同国が領海の外側のベネズエラ共和国の領域に隣接する、領海の外側の海底棚の海底及びその下に対して主権を有する（own and have）（第4条）ことを定める。

### 3 大陸棚の海洋環境

#### 3.1 保護及び保全のための措置をとる国の存在

大陸棚における環境の保護及び保全に関する管轄権又はその他の権利を明示する規定を置く国は少なくとも18、「大陸棚」の海洋環境を対象とした措置をとることを可能とする規定を置く国は少なくとも19（国内法令を正式に制定したか否か確認

---

(83) Constitution of 13 December 1983.

(84) Act No. 205 of 19 December 1979 on the Continental Shelf and Adjacent Sea.

(85) Political Constitution of Peru, promulgated on 29 December 1993.

(86) Act of 27 July 1956 concerning the Territorial Sea, Continental Shelf, Fishery Protection and Air-Space.

できなかったインドネシアは含まない)、主権を有する旨を定める国は少なくとも7であった。国連によれば、国際社会に存在する国のうち「沿岸国」である国は152であり、このうち、大陸棚の海洋環境の保護及び保全のための措置をとることができるという立場の国は少なくとも37、主権を有するという立場の国を加えると少なくとも44ということになる。なお、米国は、既述のとおり、海底の海洋環境を保護するための権限の根拠を排他的経済水域に関する諸規定に求めているため、本稿では措置をとる国には含めない。

これら国の数から想起されるのは、1970年代に日本を含む国々が行った200海里水域の設定である。アフリカ及びラテンアメリカの諸国の実行に始まり、第三次国連海洋法会議で議論された200海里水域の制度に、日本は反対を続け、同会議で Mr. Except One とまで呼称されることとなった<sup>(87)</sup>。しかし、1977年5月、「排他的経済水域制度のうち少なくとも沿岸国の漁業に関する主権的権利については、第三次国連海洋法会議で大多数の賛同を集めつつある」との認識に立脚し、また、各国の国家実行の動向も見極めた上で、漁業水域暫定措置法を制定して距岸200海里までの漁業水域を設定した<sup>(88)</sup>。制定の翌年、1978年4月1日の時点で、当時の外務省海洋法本部の調査によれば、200海里漁業水域の設定国は、日本、アメリカ、カナダ、ソ連、EC諸国を含めて19か国、経済水域という形での200海里を設定した国は、北朝鮮、インド、フランス、スペイン、ノルウェーなどをふくんで29国が数えられたというから、48の国々が200海里の水域を設定していたことになる。この時期、1973年から1982年まで開催された会議には160を超える主権国家の代表が会議に参加したが、参加国に内陸国も含まれたことを踏まえれば、会議に参加した沿岸国の約三分の一に上る。その後、排他的経済水域の制度は、国連海洋法条約の発効

(87) 国連海洋法条約などの批准状況を示す資料によれば、EUとパレスチナを含む154の国又は主体が沿岸国である。at: [https://www.un.org/Depts/los/reference\\_files/StatusTablesEnglish.pdf](https://www.un.org/Depts/los/reference_files/StatusTablesEnglish.pdf) (as of 31 August 2023).

(88) この点を紹介するものとして、例えば以下を参照。島田征夫「追悼 故林司宣早稲田大学名誉教授を偲んで」『島嶼研究ジャーナル』第10巻1項（2020年）25頁。

(89) 小松一郎『実践国際法（第2版）』（信山社、2015年）134頁。

(90) 小田、前掲注（10）、185頁。

(91) DOALOS, The United Nations Convention on the Law of the Sea, A historical perspective, at: [https://www.un.org/Depts/los/convention\\_agreements/convention\\_historical\\_perspective.htm](https://www.un.org/Depts/los/convention_agreements/convention_historical_perspective.htm) (as of 31 August 2023).

を待たず、1985年に「諸国家の実行を通じて慣習法の一部になっている<sup>(92)</sup>」と判断された。

大陸棚の海洋環境の保護及び保全の権利については、排他的経済水域の制度のように、国際社会の大多数の国が参加する枠組みで議論されておらず、各国の見解がどのようなものであるかは不明である。ただ、152の沿岸国のうち、そのような権利を有する又は措置をとることを明記する国内法令などを定める国が少なくとも37か国あり、主権を持つという立場の国を加えれば44か国あるという状況は1970年代に200海里水域を採用した国が増えていったときのそれと類似する。沿岸国は大陸棚における海洋環境保護の権利を有するという点について、各国の国家実行の集積がみられると考えられる。

### 3.2 保護及び保全のための措置をとる国にみられる傾向

そうした国家実行はどのような国により重ねられてきたのか。いわゆる排他的経済水域面積ランキング（排他的経済水域の海底は大陸棚（延長大陸棚を除く）であるから、200海里までの大陸棚面積ランキングでもある）の上位国（1位から順に、米国、オーストラリア、インドネシア、ニュージーランド、カナダ、日本、ロシア、ブラジル、メキシコ、チリ<sup>(93)</sup>）に照らすと、2位から9位の国は大陸棚の管轄権又は大陸棚で措置をとることを定める国内法令などを有する国（法令を制定したとの報道レベルであるインドネシアを含む）であり、10位の国は大陸棚に主権を有することを定める国である。また、太平洋に所在し、広大な排他的経済水域と大陸棚を有する島嶼国7か国（クック諸島、キリバス、マーシャル諸島、ミクロネシア、ニウエ、ツバル、パプアニューギニア）が大陸棚における管轄権又は大陸棚で措置をとることを明示的に定めている。沿岸国の中でも、広い大陸棚を有する国は大陸棚の海洋環境の保護及び保全に関する権利を持つ又は措置をとることができると考え、これを明記する国内法令などを整える傾向にあると言える。また、欧州・北米地域には、管轄権や権利を明記する国がロシア以外に存在しないのに対し、他の地

(92) Case concerning the Continental Shelf, *supra* note 9, para.34.

(93) 中原裕幸「わが国200海里水域面積447万km<sup>2</sup>の世界ランキングの検証－世界6位、ただし各国の海外領土分を含めた順位では8位」『日本海洋政策学会誌』第5号（2015年）120頁。

域にはそれらを明記する国が複数あり、特にアジア太平洋地域にそうした国が多いという特徴もある。

国内法令などが制定された時期をみてみると、国連海洋法条約の採択前である1970年代後半に制定した国が少なくとも8か国あること、2010年以降に制定した国が少なくとも16か国あることが分かる。前者の多くは1977年に制定したが、同年は第三次国連海洋法会議が開催され、大陸棚との関係では汚染に言及する条文案が議論されていた。これらの国がどのような根拠により「海洋環境を保護及び保全する管轄権」と並んで「海洋汚染を防止及び規制する排他的な管轄権」を国内法に定めたか明らかではない。後者について、2000年以降は既述の国連事務総長報告のほか、2004年には国連総会でVME保護の観点から公海における着底底引き網漁業の全面禁止が提案されるなど、海底の生態系に大きな関心が寄せられ始めた時期である。生物多様性条約の枠組みでは、同年の第7回締約国会議で、2012年までに海洋を含む保護区の制度を設けるよう勧告され、2010年には第10回締約国会議で「2020年までに、(中略)沿岸域及び海域の10%、特に生物多様性と生態系サービスに特別に重要な地域が、効果的かつ衡平に管理され、生態学的に代表的な、よく連結された保護地域システムやその他の効果的な地域をベースとする手段を通じて保全(後略)」するという目標11を含む愛知目標が採択された<sup>(94)</sup>。国連総会では、2015年に、「2020年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の10%を保全する」というターゲットを含む持続可能な開発目標が採択された(目標14、ターゲット14.5)<sup>(95)</sup>。また、国際的な裁判所が国連海洋法条約第12部の射程を海洋汚染以外にも拡大し、第192条や第194条といった一般的規定の具体化として新たな具体的義務を導出し、その履行のために国家が相当の注意を払ったかを問題とするようになった<sup>(96)</sup>。2010年以降に管轄権を含む権利を定めた国は9か国、措置を定めた国は7か国ある。これらの国々は多くが1990年代に、又は2005年頃までには国連海洋法条約の締約国となっており、締結後の国際的な動向を踏まえ、政策的な判断として国内法令を制定したと考えられる。

(94) CBD/COP/DEC/VII/28 (13 April 2004).

(95) CBD/COP/DEC/X/2 (29 October 2010).

(96) A/RES/70/1 (21 October 2015).

(97) 西本、前掲注(5)、58頁。

## おわりに

沿岸国は海洋環境を保護及び保全するための権利を排他的経済水域だけでなく大陸棚においても有するという考えが国内法令などの制定という実行を通して集積してきている状況は否定できない。国際社会では、2020年を期限とした愛知目標に継ぐ目標として、生物多様性への脅威を減少させるため、2030年までに陸域や海域の劣化した区域の少なくとも30%が効果的に回復されるよう確保する目標が立てられた。<sup>(98)</sup>「30 by 30目標」である。また、大陸棚の外側の海域については、国家管轄権外区域の海洋生物多様性の保全と持続可能な利用を目的とした新たな条約（BBNJ新協定）が2023年6月に採択された。これにより深海底の海洋環境は従来以上に保護及び保全の措置がとられてゆくことになろうし、沿岸国の領海下の海底と深海底との間に広がる大陸棚の海洋環境について誰がその保護及び保全のための措置をとるのかという実務上の課題が生じることも考えられる。これらに照らせば、沿岸国が大陸棚の海洋環境の保護及び保全に関する措置をとる、そしてそれを可能とするための国内法令を制定するという実行は今後も増えてゆくと考えるのが自然であろう。

しかし、なぜ沿岸国が大陸棚の海洋環境について保護及び保全のための措置をとることができるのか、その理論的な根拠は必ずしも明らかではない。特段の設定行為がなくとも、沿岸国の大陸棚は「領土に対する主権により、かつ海床を探索しその天然資源を開発するための主権的権利の行使における主権の拡張として、当然にかつ最初から (*ipso facto and ab initio*) 存在する<sup>(99)</sup>」という国際司法裁判所の判断は、各国の国内法令や大陸棚延長申請の中で明記されるが、当然に最初から存在する大陸棚の海洋環境に対し誰がなぜ権利を有するのか。海洋環境保護意識の一層の高まりの中で、「大陸棚における海洋環境の保護及び保全に関する管轄権」の明示規定の不存在は改めてこの問いを投げけるのである。

---

(98) CBD/COP/DEC/15/4 (19 December 2022).

(99) *Noth Sea Continental Shelf Cases* (Federal Republic of Germany / Denmark; Federal Republic of Germany / Netherlands), Judgment of 20 February 1969, para.19.